

対話形式でわかる!

交通事故における 企業・ドライバーの責任

監修 弁護士法人 淀屋橋法律事務所

新任安全担当
佐藤 美咲

飲料メーカーに勤務する佐藤美咲。
安全担当者になって早々、社員の
交通事故対応に追われる日々。
元安全担当者の鈴木部長と事例を
通して、運転者・企業が負う責任に
ついて詳しく学んでいきます。

元安全担当
鈴木 部長



商品No.11108

71,500円 (本体価格 65,000円+消費税) DVD 23分・字幕選択式



交通事故は、被害者・ドライバーだけではなく企業にも大きな損失を与えます。安全運転と管理の徹底を心がけ、会社と従業員、その家族を守りましょう。

運転者の責任

交通事故を起こした際のドライバーの責任について学びます。

民事上



死亡事故や重度の後遺障害が残った場合だけではなく、物損事故でも多額の賠償金を背負うことも…。

刑事上



飲酒運転は本人だけではなく、同乗者やお酒を提供した人も処罰対象になる場合があります。

行政上



行政処分の基準は点数制度。1回の交通事故で運転免許が取り消され、人生設計が狂うこともあります。

企業の責任

従業員が業務中に交通事故を起こした場合、企業は3つの責任を問われることになります。

民事上



会社が被る損失は多岐にわたります。場合によっては会社の信用が失墜し、倒産という最悪の事態を招くかもしれません。

刑事上



無理な運行計画の指示や過積載運転の下命・容認などで使用者や管理者が処罰されることもあります。

行政上



規定の違反運転の下命・容認などの禁止義務をしっかりと守らないと、自動車の使用制限が命じられることがあります。

■お問い合わせ・お申し込みは



【飲酒運転撲滅宣言企業】
(映) 有限会社 博映商事

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-3-31-220

TEL 092-741-0306 FAX 092-741-6628

<http://hakuei-shoji.jp> E-Mail: info@hakuei-shoji.jp